

ページ	訂正箇所	誤	正
P 17	上段後ろから 3 行目	槍先形尖頭器のルビ やりがたせんとうき	やり <u>さ</u> きがたせんとうき
P 21	上段 7 行目	槍先尖頭器	槍先 <u>形</u> 尖頭器
P 22	上部（註 1）2 行目	<u>太平山元 I 遺跡</u>	<u>大</u> 平山元 I 遺跡
P 37	上部（註二）の末尾	<u>（松尾一九八三）</u>	削除する。
P 38	下段 15 行目	築盛	築 <u>成</u>
P 40	上段後ろから 1 行目	<u>万願寺</u>	<u>満</u> 願寺
P 41	下段 13 行目	<u>十字形鏡板付</u>	<u>f</u> 字形鏡板付
P 44	下段 15 行目	鉄鍬 <u>ほ</u> ほか	鉄鍬 <u>の</u> ほか
P 45	下段 17 行目	平成 <u>十五</u> 年に	平成 <u>二十七</u> 年に
P 48	上段 13 行目	火葬 <u>号</u>	火葬 <u>骨</u>
P 50	下段 7 行目	濃 <u>茶</u>	濃 <u>緑</u>
P 50	下段 10 行目	<u>船載</u>	<u>舶</u> 載
P 51	上段 9 行目	<u>群家</u>	<u>郡</u> 家
P 55	上段 15 行目	（現世田谷区 <u>二子</u> ）	（現世田谷区 <u>玉川</u> ）
P 57	系図	尼真雄	尼真 <u>継</u>
P 60	下段 7 行目	（現広島県 <u>島市</u> ）	（現広島県 <u>広島市</u> ）
P 60	下段 8 行目	元亨二年（ <u>一三三二</u> ）	元亨二年（ <u>一三二二</u> ）
P 60	下段 10 行目	尼真雄	尼真 <u>継</u>
P 61	12 行目、絵の説明	<u>心霊</u> 矢口渡	<u>神</u> 霊矢口渡
P 74	下段 6 行目	わから <u>ら</u> ず	わから <u>ず</u>
P 75	上段 6 行目	勝国寺、左七ヶ寺	勝国寺、 <u>浄徳院</u> 、左七ヶ寺
P 77	上部（註二）8 行目	御産平安為 <u>記念</u>	御産平安為 <u>祈念</u>
P 79	上段（註一）1 行目	豪徳寺 <u>文化材</u>	豪徳寺 <u>文化財</u>
P 80	上段 12 行目	（現目黒区 <u>衾</u> ）	（現目黒区 <u>八雲</u> ）
P 84	下段「知行図」の内容		図 1 参照
P 86	下段 4 行目	寛永年間（一六二四～一六四二）	寛永年間（一六二四～一六四 <u>五</u> ）
P 86	下段後ろから 10 行目	上馬引村	上馬引 <u>沢</u> 村
P 86	下段後ろから 4 行目	等々力村玉川通両給境絵図	等々力村玉川通両給 <u>地</u> 境絵図
P 87	下段「知行地」の表示と内容	知行 <u>地</u>	知行 <u>図</u> 図 2 参照
P 88	上段後ろから 7 行目と 5 行目	新町村	世田谷新町村
P 88	下段 8 行目	大庭景親の <u>末裔</u>	大庭景親 <u>である</u>
P 89	図最下段	慶応 4 年	明治元年
P 93	上段 15 行目	喜多見 <u>政重</u>	喜多見 <u>重政</u>
P 94	下段 4 行目	高麗御陣	<u>高麗</u> 御陣
P 94	下段後ろから 7 行目	雨宮 <u>件</u> 右衛門	雨宮 <u>権</u> 右衛門
P 98	上段「世田谷の用水」の図 品川用水の全長	<u>6</u> km	<u>27.5</u> km

P 109	下段 1 行目	名主・年寄(百姓代)・組頭の、 いわゆる村方三役に、	名主・年寄などの村役人に、
P 114	下段 2 行目	文化八年(一八四一)に は一基も	寛政十二年(一八〇〇)には一 基しか
P 114	下段 14 行目	(<u>蒲田村吉沢</u>)	(<u>鎌田村吉沢</u>)
P 115	上段 9 行目	北 <u>三</u> 谷	北 <u>山</u> 谷
P 125	下段後ろから 7 行目	『 <u>教典余師朱子家訓</u> 』	『 <u>経典余師朱子家訓</u> 』
P 127	下段資料の説明	自 <u>修</u> 編	自 <u>脩</u> 編
P 129	上段写真の説明	世田谷 <u>徴古</u> 録	世田谷 <u>徴故</u> 録
P 129	上段写真の説明	大蔵村旧事 <u>考</u> 、喜多見旧事 <u>考</u>	大蔵村旧事 <u>考</u> 、喜多見旧事 <u>考</u>
P 132	上部(註八) 4 行目	小沢 <u>圭</u>	小沢 <u>圭次郎</u>
P 136	下段 8 行目	(<u>国宝</u>)	(<u>国指定史跡</u>)
P 146	上段 1 行目	(<u>一九六八</u> ～)	(<u>一八六八</u> ～)
P 146	上段後ろから 5 行目	<u>暫時</u>	<u>漸次</u>
P 146	下段 番組制の表		表 1 参照
P 147	上段 7 行目	<u>東京都</u>	<u>東京府</u>
P 147	上段 旧彦根藩領の区分		表 2 参照
P 147	下段後ろから 1 行目	<u>奥沢新田村</u>	<u>奥沢本村</u>
P 148	上段 1 行目	<u>新町村</u>	<u>世田谷新町村</u>
P 148	上段 神奈川県下の世田谷の 村々の戸籍区		表 3 参照
P 149	上段 6 の連合図	<u>新町村</u>	<u>世田谷新町村</u>
P 149	下段 10 の連合図		表 4 参照
P 151	表最下段 反別合計	134427. 48	136433. 08
P 152	下段 5 行目	変わる <u>は</u> ことなく	変わる <u>こと</u> はなく
P 153	資料の説明文 2 行目	土地一毎に	土地一 <u>筆</u> 毎に
P 154	上段後ろから 7 行目	第二回 <u>会</u> 大会	第二回大会
P 159	上部(註一) 2 行目	<u>久</u> 太夫は	<u>久</u> 太夫は
P 160	上段後ろから 5 行目	<u>久</u> 太夫の	<u>久</u> 太夫の
P 162	上段 10 行目	また、 <u>これに先立つこと七日</u> <u>の同月二十日には</u> 、	これに先立つこと七日の を削除
P 163	上段後ろから 11 行目	<u>綾小路(あねのこうじ)</u>	<u>綾小路(あやのこうじ)</u>
P 165	小学校系統図 3 行目	明治 <u>14</u> ・ <u>5</u> 荏原尋常小学校	明治 <u>19</u> 荏原尋常小学校
P 165	小学校系統図 下から 5 行目	明治 8 喜多見学校 明治 19 喜多見尋常小学校	間に →明治 11 江東小学校 (狛江) →明治 14 喜多見学校 を追加
P 165	小学校系統図 最下行	<u>戸塚</u>	<u>塚戸</u>
P 177	資料の説明	『 <u>新制 第東京市制全図</u> 』	『 <u>新制 第東京市全図</u> 』
P 179	下段 9 行目	「 <u>元</u> 始女性は太陽で	「 <u>元</u> 始女性は太陽で
P 182	下段後ろから 6 行目	近衛野砲兵聯隊史のルビ このえやほうれんたいし	3 行前の文字に「このえやほうへ <u>い</u> れんたい」のルビをふる
P 186	下段 8 行目	大型爆撃 B 2 9	大型爆撃機 B 2 9

P 187	上段 13 行目	昭和十九年九月 <u>現在</u>	昭和十九年九月 <u>には</u>
P 191	上段 8 行目	地方自治法が <u>交付</u>	地方自治法が <u>公布</u>
P 192	下段 10 行目	スタジオを <u>とともに</u>	スタジオ <u>とともに</u>
P 205	下段 10 行目	とは <u>えない</u>	とは <u>いえない</u>
P 209	下段後ろから 4 行目	「自治権を <u>ひろげる</u> 区民の会」	「自治権を <u>広げる</u> 世田谷区民の会」
P 214	上段後ろから 4 行目	行為 <u>の</u> よるもの	行為 <u>による</u> もの
P 215	下段後ろから 7 行目	区移管よる	区移管 <u>による</u>
P 217	下段写真の説明	世田谷“市” <u>現実</u> を	世田谷“市” <u>実現</u> を
P 221	上段後ろから 3 行目	<u>平成七年（一九九五）午前五時四十六分</u>	平成七年（一九九五） <u>一月十七日午前五時四十六分</u>
P 230	上段 3 行目	（森岡 <u>清</u> 座長）	（森岡 <u>清志</u> 座長）
P 232・233	行政区画変遷表		別紙のとおり
P 237 年表	年代の 7 行目	正慶二年	元弘三年
P 242 年表	明治 2 年の欄	六月、版籍奉還により彦根藩が彦根県になる	六月、版籍奉還以下削除
同	明治 4 年の欄	廃藩置県が行われ彦根県が長浜県、	廃藩置県が行われ彦根藩が彦根県になり、後に彦根県が長浜県、